

いいき美浦に人咲く 夢咲く 福祉咲く



美浦村

2022.10.1

Vol.

95

しゃきようだより



赤い羽根「ホールシフォンケーキ」
税込 1,010円



ご購入1点につき10円が寄付されます

食工房 JUST 様

住所：美浦村大谷908
TEL：070-4433-3293



今年の赤い羽根共同募金運動では、いばらき“つなぐ”プロジェクトとして、赤い羽根「寄付つき商品」に取り組みます。「寄付つき商品」の購入代金の一部は共同募金に寄付され、地域の福祉活動に活用されます。

協力店は随時募集しております。最新の情報は当会ホームページをご確認ください。



美浦村しゃきようだよりの発行は「赤い羽根共同募金」の配分金事業で行われています。



自分のまちを
良くするしくみ

赤い羽根共同募金

期間10月1日〜12月31日

さまざまな寄付方法

今年も10月1日から赤い羽根共同募金運動が始まります。

美浦村では3,365,000円を目標額に募金運動に取り組みます。皆さまのご協力をよろしくお願いたします。

募金は身近な福祉活動で活用されます

皆さまから寄せられる赤い羽根・歳末募金の合計額のうち、7割以上が社会福祉協議会とおして、村内の福祉事業に使われます。

残りの募金は、県全体の福祉課題を解決するための活動や、災害時の被災地支援等に役立てられます。

令和4年度の募金で実施する事業(予定)

赤い羽根募金配分金事業

○広報事業

当会の事業等をわかりやすくお伝えするため、「美浦村しゅきょうだより」の発行(年4回)やホームページの運営を行います。

○見守り配食サービス

ひとり暮らし高齢者の安否確認と健康増進を目的として、民生委員やボランティア団体等のご協力のもと、月2回夕食用の弁当等を配達します。

○歳末たすけあい事業

○高齢者祝賀

永年にわたり社会に貢献された高齢者の長寿等を祝福することで、福祉の増進を図ることを目的として、金婚祝、喜寿祝(記念品の贈呈等)を実施します。

○「猫の手貸します」

○シルバー人材センター利用券贈呈

年末の大掃除等が困難な世帯を支援するため、掃除や障子の張り替え等を行っているシルバー人材センターの利用券を進呈します。

○「サンタが美浦にやってくる」クリスマスプレゼント贈呈

支援を必要とするひとり親・障害児世帯を対象に、サンタクロースが自宅を訪問し、プレゼントを贈呈します。

○歳末地域福祉活動助成事業

支援を必要とする人たちが安心して暮らすことができるよう、たすけあい支えあいなどを目的とした事業を行う団体に、支援金を配分します。



お弁当を作るボランティアの皆さん(見守り配食サービス)

赤い羽根ポスター作品展開催

村内の小学生が描いた作品を展示します。

◇日時 令和4年10月1日(土)〜10月13日(木)午前9時〜午後6時

◇場所 地域交流館みほふれ愛プラザ(美浦村宮地1211-2)

※水曜休館

行政区を通してご協力をお願いしている「戸別募金」、店頭などで行う「街頭募金」、表紙でご案内した「寄付つき商品」のほか、次の方法でもご寄付いただけます。

○グッズ募金

クリアファイル、エコバッグなどの赤い羽根オリジナルグッズを事務局窓口で販売します。購入代金の全額が募金となります。



グッズ募金の詳細

○カプセルトイ募金(ガチャガチャ)

期間中、みほふれ愛プラザにカプセルトイマシンを設置します。景品として、「みほちゃん」のオリジナルタオル等をご用意しています。

○キャッシュレス募金

パソコンやスマホからの募金として、次の方法に対応しています。

- ・携帯(キャリア)決済
- ・クレジットカード
- ・コンビニ支払
- ・ページー



美浦村への寄付

初心者歓迎 男の料理教室

料理を通して生きがい・仲間づくりをしませんか？

◇日 程：いずれも午前 10 時から



- ① 11 月 30 日 (水)
- ② 12 月 22 日 (木)
- ③ 1 月 24 日 (火)

◇会 場：美浦村保健センター

◇参加費：1,500 円 (全 3 回分)

【申込み・お問い合わせ】

TEL: 029-885-0038 (当会事務局)

災害義援金募集

令和 4 年 8 月 3 日からの大雨災害義援金を募集しています。義援金は、中央共同募金会を通じて、全額被災者に届けられます。

◇受付 本会事務局または募金箱

◇募金箱設置場所

- ・役場会計課窓口
- ・みほふれ愛プラザ
- ・老人福祉センター



車いす／福祉車両貸出

高齢者や障害者等の外出支援として、車いすや福祉車両（車いす用スロープ付車両）を貸出します。

◇福祉車両利用料金（車いすは無料）
保険料（1 日 500 円）+ 走行距離（1 km × 14 円）

【お問い合わせ】

TEL: 029-885-0038



いきいき子育て支援金

子供を安心して産み育てる事の出来る環境作りのため支援金を支給しています。

◇対 象 第 3 子以降の子を養育している親権者 1 名

◇条 件 美浦村に在住 1 年以上あることなど

◇金 額 1 歳児 / 2 歳児 年 2 万円
3 歳児 年 1 万円

◇注意点 自己申告になります。申請期限があります。

詳しくは「いきいき子育て支援金」で **検索**

これらの事業は赤い羽根共同募金の配分金、社協会費を財源として行われています。

大切にします！あなたの善意

<令和 4 年 7 月 1 日～8 月 31 日寄付分>

◇善意銀行

稲浦カラオケ同好会 (会長 桑原一成) 様…………… 36,840 円
片岡 隆治 様…………… 8,000 円
匿名 1 件…………… 100 円

◇使用済み切手

匿名 1 件

◇物品寄贈

日本テキサス・インスツルメンツ合同会社 様
…………… 食料品 885kg、日用品
丸山 和昭 様…………… 鉄道模型・レール
匿名 5 件…………… 衛生用品、日用品、食料品、未使用はがき



食料品・日用品 (日本テキサス・インスツルメンツ合同会社様より)



鉄道模型・レール (丸山 和昭 様より)

社協の相談事業 《無料・要予約》

会場：老人福祉センター ◎予約受付 TEL: 029-885-0038

心配ごと相談

相談日		予約受付
10 月	3 日 (月) / 17 日 (月)	平日 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分
11 月	7 日 (月) / 21 日 (月)	
12 月	5 日 (月) / 19 日 (月)	

弁護士による法律相談

相談日		予約受付
10 月	26 日 (水)	3 日 (月) 午前 8 時 30 分から
11 月	30 日 (水)	1 日 (火) 午前 8 時 30 分から
12 月	28 日 (水)	1 日 (木) 午前 8 時 30 分から

相談時間：午後 1 時 30 分～午後 4 時 (1 組 30 分)

社会福祉法人美浦村社会福祉協議会・美浦村デイサービスセンター
〒300-0424 茨城県稲敷郡美浦村受領 1546-1

TEL: 029-885-0038 (社会福祉協議会事務局)

: 029-885-8885 (美浦村デイサービスセンター)

FAX: 029-840-4552 ホームページ: <http://www.mihoshakyo.jp>

美浦村老人福祉センター・
ボランティアセンター

〒300-0421

茨城県稲敷郡美浦村木原 150-2

TEL: 029-885-7080

: 080-4477-0687

FAX: 029-885-1042

美浦村自立支援センター「ホープ」・
ホープ相談支援事業所

〒300-0421

茨城県稲敷郡美浦村木原 150-2

TEL: 029-885-6010

FAX: 029-886-3633



子ども応援プロジェクト「みほちゃん広場 2022」

夏休み中、子どもたちの学習・食事・体験活動の場として開催する「みほちゃん広場」。今年、時間や人数をおさえて、感染対策をしながら実施しました。

9:45～10:45 -学習タイム-

ベテラン先生と高校生ボランティアの皆さんが勉強を教えてくださいました。ドリルやプリントの問題に熱心に取り組みました。



11:00～12:00 -体験活動タイム-

さき織り、バルーンアート、工作、子どもの遊び場など、ボランティアの先生に教えてもらいながら楽しく過ごしました。



全8日間の開催予定でしたが、7月中の2日間を終えたところで県内の感染者が増加したため、開催は中止となりました。

8月中も様々な体験活動を予定していたので残念です。スタッフ一同、「来年こそは!」の気持ちでいっぱいです。



参加申し込みしてくれた皆さん、ご協力いただいたボランティアの皆さん、ありがとうございました。

12:10～12:50 -食事タイム-

ボランティアさんの手作りカレーや豚丼を美味しく頂きました。パプリカやマッシュルームなどの美浦村の食材を使ったメニューは、栄養たっぷりでした。



成年後見制度「中核機関」設置 ～自分らしい生活を送るために～

だれもが安心して暮らせる地域づくりのため、成年後見制度の利用を必要とする本人やその家族などからの相談に応じる「中核機関」を設置しました。必要に応じて弁護士などの専門家からアドバイスを受けながら対応します。まずはお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ・連絡先】TEL: 029-885-0038 (当会事務局)

※成年後見制度中核機関は美浦村からの受託事業です。



金銭管理や財産管理が心配...



成年後見制度の利用には、どんな手続きが必要なの？

成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が、財産の管理や「契約を結ぶ」などの法律行為を行う際に、自分で判断することが難しい場合があります。

成年後見制度とは、こうした自分ひとりで判断することが難しい方に対して、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産管理や介護サービス等の契約を本人に代わって行い、権利を守り生活を支援する制度です。